

宮崎県伝統的工芸品の新商品開発業務企画提案競技審査基準書

評価項目		評価細目(評価の着眼点)	配点	
1 提案者	実績	・本業務を実施するにあたって十分な実績を有すると認められるか。	5	10
	財務	・本業務を適切に実施運営できる財務内容か。	5	
2 企画内容				
宮崎県伝統的工芸品の新商品開発の実施	趣旨	・本事業の趣旨について理解し、仕様書に沿った提案内容となっているか。	10	70
	パートナーの選定	・消費者ニーズに合う商品を開発する意欲・能力の高い企業等を選定しているか。 ・事業効果を高める創意工夫等が盛り込まれているか。	20	
	マネジメント	・コラボレーションする企業等のマネジメント方法について適切な提案がなされているか。	10	
	販路開拓の可能性	・共同開発した商品の販売方法について提案がなされているか。	20	
	広報業務	・共同開発した商品の積極的な情報発信が提案されているか。 ・本事業の成果について、幅広い層に向けた報告会の提案がなされているか。	10	
3 実施体制	実施体制	・本業務を適切に実施運営できる体制となっているか。	5	15
	全体スケジュール	・実現可能で、適切なスケジュール(工程表)となっているか。	5	
	コンプライアンス	・法令や環境、安全に配慮した提案となっているか。	5	
4 積算の妥当性等	共通	・経費の積算は、委託内容毎にされており明確かつ妥当な金額か。	5	5
総 計			100	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数の平均が最低基準点である60点以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である60点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】 ※下記を基準に係数を乗じた点数とする。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案